

## 小城市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱

令和 2 年 10 月 5 日  
農業委員会告示第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 17 条及び小城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成 28 年小城市条例第 17 号）第 3 条に規定する小城市農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(担当区域及び定数等)

第 2 条 法第 17 条第 2 項に規定する各推進委員が担当する区域及び該当区域ごとの定数は、次の表のとおりとする。

	区域	定数
1	小城町	9 人
2	三日月町	5 人
3	牛津町	5 人
4	芦刈町	6 人

(推薦及び募集の方法)

第 3 条 法第 19 条に規定する推進委員の推薦及び募集の方法は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内において農業を営む者その他関係者からの推薦
- (2) 農業者が組織する団体からの推薦
- (3) 一般募集

(推薦又は応募の資格)

第 4 条 推進委員の候補者として、推薦を受ける者又は募集に応募する者（以下「推進委員候補者」という。）は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、推進委員の委嘱の予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者

(2) 法第8条第4項各号のいずれにも該当しない者

(3) 小城市暴力団排除条例(平成24年小城市条例第8号)第2条第2号、第3号及び第4号のいずれにも該当しない者

2 推進委員候補者及び推進委員候補者を推薦しようとする者は、推薦をする日又は応募する日において、満20歳以上でなければならない。

(推薦又は応募の手續等)

第5条 第3条第1号の規定による推薦をしようとする者は、推進委員推薦届出書(個人用)(様式第1号)を農業委員会に提出するものとする。

2 第3条第2号の規定による推薦をしようとする団体の代表者は、推進委員推薦届出書(団体用)(様式第2号)を農業委員会に提出するものとする。

3 第3条第3号の規定により応募しようとする者は、推進委員応募届出書(公募用)(様式第3号)を農業委員会に提出するものとする。

(推薦又は募集の公表等)

第6条 農業委員会は、あらかじめ推薦の方法及び募集の期間、届出書の提出方法その他必要な事項を公表するものとする。

2 推薦及び募集の期間は、おおむね1月とする。

3 農業委員会は、農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号)第12条の規定による推薦及び募集の期間の中間及び期間終了後に、その推薦及び募集の状況及び結果について、遅滞なく小城市役所掲示場及び小城市ホームページにおいて公表するものとする。

(推進委員の委嘱)

第7条 農業委員会は、第5条の規定により推薦を受け、又は応募した推進委員候補者について審査した後、農業委員会の会議の決定を経て推進委員に委嘱するものとする。

(推進委員の補充)

第8条 農業委員会は、推進委員に欠員が生じた場合は、この告示に定める手續に基づき、速やかにその補充に努めなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。